

報告第 3 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の  
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 3 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 処分事項

## 損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
令和8年 3月6日	2,300円		令和8年2月2日、本市が、相手方から免許情報が記録された個人番号カードの更新申請を受けた際、免許情報再記録手続の手数料が無料であるオンラインによる更新方法と警察署等における有料の手続が必要な更新方法があるところ、オンラインによる無料の更新方法があることを相手方に知らせなかった上、警察署等における免許情報再記録手続の手数料が無料であると案内したが、同月9日、相手方が、警察署において無料で当該カードの免許情報再記録手続ができず、手数料1,500円及び写真代800円を負担せざるを得なかったもの。	(1) 本市は、相手方に対し左記事件に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。